

令和8年9月28日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	38	受理年月日	8 . 9 . 11
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私立中学高等学校協会 理事長 工藤 誠一 外（1団体）249人		新堀 史明	
請願の理由 神奈川県は近代私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。 幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。 さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）は国の財政措置額を超えましたが、中学校、中等教育学校はともに増額はあるものの国の財政措置額を割り込み、全都道府県の中で下位に位置しております。 神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。 つきましては、令和九年度私学助成に関し、左記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。 請願の内容 一、令和九年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	9 6	付議年月日	8 . 2 . 1 9
件 名	インターネット上の誹謗中傷被害者支援に関する条例制定及び、全国のモデルケースとなる支援体制構築を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市中区簗沢 2 9 番地 片 山 友 一		
1、陳情の趣旨 近年、SNSや匿名掲示板等インターネット上における誹謗中傷は深刻な社会問題となっており、被害者は精神的苦痛のみならず、就労、学業、家庭生活、社会的信用など、人生のあらゆる局面において重大な影響を受けています。中には命に関わる深刻な事態に発展するケースも後を絶ちません。 私自身も、インターネット上での悪質な誹謗中傷の被害を受け、長期にわたり精神的苦痛にさらされ、平穏な生活を著しく侵害されました。被害回復のため、警察への相談、証拠収集、弁護士への相談、民事・刑事の法的手続きを行いました。その過程において、被害者が自ら多大な心理的・経済的負担を負わざるを得ない現実と直面しました。 被害を受けた側がさらに孤立し、追い詰められていくこの構造は、個人の努力や自己責任で解決できる問題ではなく、行政が主体的に関与し、公的に支援する仕組みが不可欠であると痛感しております。 こうした問題意識のもと、私はネット誹謗中傷被害者支援の必要性を社会に訴えるため署名活動を実施し、92名の方々から本趣旨に賛同をいただきました。これは一個人の問題提起にとどまらず、県民の切実な声の一端であると考えております。 現在、全国の一部自治体では、誹謗中傷被害者支援に関する条例制定や専門相談窓口の設置などの取り組みが始まっていますが、依然として地域差が大きく、支援の内容や実効性にはばらつきがあります。 そこで神奈川県におかれましては、単に支援制度を整備するにとどまらず、被害者支援の理念・具体策・連携体制を明確に示した条例を制定し、全国の自治体が参考とできる「モデルケース」となることを目指していただきたいと強く願っております。 人口規模、都市性、多様な県民構成を有する神奈川県が先進的な取り組みを行うことは、全国に対して大きな社会的メッセージを発信し、誹謗中傷問題の抑止と被害者救済の両面において重要な意義を持つものと考えます。 2、陳情の事項 一、インターネット上の誹謗中傷被害者を包括的に支援するため、神奈川県として条例を制定すること。 二、当該条例については、他自治体の指針ともなり得るよう、被害者支援の基本理念、行政の責務、関係機関との連携方針等を明確に位置付けること。			

三、誹謗中傷被害に関する専門相談窓口を常設し、警察、弁護士会、医療機関、関係支援団体等と連携したワンストップ支援体制を構築すること。

四、被害者が発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴等の法的措置を取る際の経済的負担を軽減するため、弁護士相談費用や開示請求費用等への公的助成制度を検討・導入すること。

五、学校・職場・地域において、誹謗中傷防止及びネットリテラシー向上を目的とした教育・啓発活動を継続的に実施すること。

六、被害者の心身の回復を支援するため、心理カウンセリング等を含む継続的な心理的支援体制を整備すること。

以上、誹謗中傷被害は県民の人権と尊厳に深く関わる重大な社会問題であり、神奈川県が先進的な役割を果たすことを強く期待しております。

92名の賛同者の声とともに、本陳情の趣旨をご高察賜り、前向きなご検討を心よりお願い申し上げます。

陳情番号	102-1	付議年月日	8. 5. 20
件名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 神奈川県代表 出井健三郎 外1人		
【陳情理由】 高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。 教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。 本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。 亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。 さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。 文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。			

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、神奈川県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

（私立高校も含む）

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。

（私立高校も含む）

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。（私立高校も含む）

陳情番号	112	付議年月日	8 . 9 . 7
件名	地域のサービス基盤が整うまでは、県立障害者支援施設の入所定員をこれ以上縮小せず、希望に寄り添った入所受け入れを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	相模原市南区相南1-2-68-409 これからの県立施設を考える会 加藤正雄		
1. 陳情の要旨			
2024年12月実施の調査で明らかになった「入所施設・グループホームを希望しても利用できない待機者」の実態に対して、神奈川県が今年度から始める対応策は極めて不十分です。調査後の待機者増加も懸念されますが、2025年実施の第2回実態調査結果はまだ未公表です。 新たな入所が制限されているために、県立障害者支援施設（以下、「県立施設」）には100人以上の空きが出ています。地域のサービス基盤を整える代替策なしに、県立施設の入所定員をこれ以上は縮小せず、希望に寄り添った入所受け入れを進めて待機者を解消するとともに、地域のサービス基盤整備をできるだけ早く、かつ具体的に進めてください。 (1) 地域に代替施策が整うまでは、各県立施設の入所定員を縮小せず、その地域に他の利用先がない場合には、希望する当事者の入所を受け入れてください。 (2) 行動障害など支援が難しい当事者でも安心して利用できるように、民間施設やグループホームへの県単独補助制度などの代替策を早急に拡充して、地域で暮らす条件整備を進めてください。 (3) 今年度の県基本計画中間見直しでニーズが適切に反映されるように、施設入所支援・共同生活援助・短期入所・重度訪問介護などの各サービス見込量を増やしてください。			
2. 陳情の理由			
(1) 地域のサービス基盤が不十分な現状をそのままにした県立施設の入所定員縮小は、当事者と家族の希望に反することになります。 2024年7月に千葉県長生村で起きた父子殺人事件は、神奈川県のセーフティーネットの綻びが引き起こした神奈川県の事件です。それを受けて初めて行われた県の実態調査は、入所施設やグループホーム（以下、「GH」）を希望しても利用できない多くの待機者の存在を明らかにしました。施設やGHの「居住系」希望が少なくとも1067人、その内訳は「施設のみ」が525人、「施設+GH」が232人、「GHのみ」が310人です。また、「短期入所」希望にも「短期+居住系」希望が304人いますが、その中の「入所施設の経験」や「入所するまでの利用」を理由にする185人も「居住系」希望に含めるべき待機者数だと思います。 多くの希望が実現していない原因の一つに、60人規模になるまで新たな入所を制限するという「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（2023年12月）があり、定員も減少の一途です。住民ニーズを断らないという公立施設の責務があるのに、計7施設の最近4年間を見ると退所140人に対して新規入所は51人に過ぎません。すでに再整備済で定員60人になっている津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園を除くと、さがみ緑風園、三浦しらとり園、中井やまゆり園、愛名やまゆり園で入退所数の差が大きくなっています。そのため、2026年度当初では定員枠の100人以上（約19%）が空いている現状です。しかし、新規受入れは「真に入所を必要とする場合」（虐待防止など緊急対応的な措置入所レベル）に限定し、地域生活が一時的に困難になった場合に受け入れる通過型とする、対応の主体は市町村であり、県の対応策も各市町村の地域生活支援拠点が整			

備されるまでの経過措置だというのが県の考え方です。その地域生活支援拠点は県内の30/33市町村で数だけは整備されていますが、具体的な機能を県はどのように把握しているのでしょうか。また、昨年の県の説明ではGHにも約300人分の空きがあるのに、多くの待機者がいるのが今の地域の現実です。地域で暮らす条件整備はまだ不十分なのです。

「当事者目線の障害福祉」を理念倒れにしないためにも、地域のサービス基盤が十分に整うまでは県立施設の定員をこれ以上縮小せず、入所を制限しないで希望する方々を受け入れる必要があります。どんな障がいがあっても安心して暮らせる地域にするには、自己責任と家族依存から公的支援の仕組みに切り替えることが第一に重要であり、一軒家・アパート・マンション・シェアハウス・老人ホームなどが地域にあるように、障がい当事者と家族が選べる多様な選択肢の一つとして、今の地域には入所施設も欠かせないのです。

また、県が今年度から始めるという対応策についても、その実効性に疑問があります。「対応策(1)施設等の空き情報を定期的に確認して、政令市を含めた市町村に発信する」では、実際に利用できる空き定数がどの程度あるのでしょうか。「対応策(2)通常の調整で困難な場合、短期入所によるアセスメントを実施し、圏域の協議の場で共有して、入所先や新たなサービス利用を話し合う」では、アセスメントの先を担う地域サービスがどの程度整っているのでしょうか。「対応策(3)緊急措置入所受入れ施設を輪番制で確保する」では、当番を引き受ける施設が確保できるのでしょうか。しかも、県西圏域でのモデル実施は7月現在まだ始まっていないのです。

県立施設の入所制限や定員縮小によって県内セーフティーネットの公的責任が後退したままでは、千葉県長生村での事件が再び起きかねないと多くの関係者が危惧しています。県社協の令和8年度提言でも、「県立施設と民間施設が連携したセーフティーネット体制」や「暮らしの場を選び直せる循環型サービス（神奈川モデル）」の構築が必要だとされています。

(2)今の地域で施設に替わる暮らしの場を見つけるのは限界があります。

施設規模の縮小は望ましいとしても、それに替わる他の暮らしの場を整備しないで定数縮小だけを先行させるのは本末転倒です。また、約300人分という県内のGH空き状況の原因は、営利企業が経営するGHが増えて逆選択が起きているからであり、行動障害など支援が難しいと利用を断られることが多いのです。そのため、県外で施設やGHを探したり、精神科病院に入院を余儀なくされる事態になっています。児童施設で18歳になっても県内では次の場が見つからない事例が多いのは、関係者間でも周知の事実です。本人も、家族も、支援者も困っています。県外に何とか見つかった人はまだしも、家族で抱えこむしかなかったために起きたのが、千葉県長生村の事件なのです。県外施設やGHの選択は、住み慣れた地域、家族、親しい人たちと離れることであり、これは「どこで誰と生活するかを選択する」権利〔第19条(a)〕を侵害することです。川崎市は市外施設などの利用人数を公表していますが、神奈川県は待機者調査をしても個人情報だという理由で該当人数を公表していません。県外に暮らす人は待機者ではないのでしょうか。

また、実態調査が明らかにした家族や関係機関等からの入所希望の多さ（計255人）は、施設以外の暮らしの場がまだ地域に不十分な現実の反映です。それを本人希望でないからと切り捨てることは、結果的に様々なリスクを抱える家族に介護の第一次的責任を押し付け続けることになります。家族にも、子の介護を続けてきた当事者としての意思表示権があります。在宅で家族と暮らす当事者は約70%とも言われ、家族の負担と不安はとても大きいです。子には社会から支援を受けて自律する権利があるように、親にも子の介護から離れて自分自身の暮らしを営む権利があります。家族の負担を公的支援に切り替えることが当面の第一次的課題であり、それによって家族のつながりも保ち続けることができると思います。

県立施設が定数を縮小してよいのは、それに替わる暮らしの仕組みを地域にきちんとつくってからです。それによって当事者と家族が入所を選択しないようになってからです。また、最近4年間の県立施設退所者のうちで地域移行した方が全体で約13%に過ぎないことも、地域のサービス基盤の不十分さを現わしています。行動障害など支援が難しい当事者も受け入れ可能となるように、民間施設・グループホーム等に対して、職員配置や建物設備等を改善するための期間限

定や市町村負担がない県単独補助制度を拡充してください。

(3) 今期基本計画のサービス見込み量は、地域のニーズを反映していません。

県は待機者実態調査なしに、基本計画の地域生活移行目標値や施設入所者減目標値を設定しています。しかし、「基本計画だけでは把握できないニーズがあるから」希望者実態調査を実施したのですから、その結果を今年度の中間見直しに反映させて、施設入所支援・共同生活援助・短期入所・重度訪問介護などの各サービス見込量を適切に増やす必要があります。

前期の計画期間内で、地域生活移行が施設入所者の3.6%（達成率40.1%）しか進まなかったのに、入所者総数の減少が4.5%（達成率127.1%）と超過達成したのは、県立施設の入所制限の影響が大きいからです。また、多くの入所希望があるにもかかわらず、県内の施設定員総数4,764人に対する利用実数は2022年度でも4,636人であり、定員よりも128人少ないのです。さらに、サービス見込み量を見ても、2024年度で4,582人、2025年度で4,540人、2026年度では4,482人と、毎年減少しているのはなぜなのでしょう。ぜひとも、地域の実態を反映した基本計画になるような改訂をお願いいたします。

陳情番号	113	付議年月日	8 . 9 . 7
件名	不登校の子が多様な学びにつながるため「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金事業」の見直しと拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市鶴見区佃野町1-7-202 NPO法人子どもと共に歩むフリースペースたんぽぽ 理事長 青島美千代 外（1団体）1人		
1 陳情の要旨			
1. 事業予算を拡充し、県内すべての市町村が制度を活用できるようにしてください。			
2. 東京都の制度を参考に、神奈川県が保護者への補助を主体的に行い、市町村が独自に上乗せできる仕組みとなるよう制度の見直しをご検討ください。			
3. 市町村の財政状況によって支援内容に差が生じないように、県の役割をさらに強化してください。			
2 陳情の理由			
現在、全国の小中児童・生徒の不登校数は、12年連続で増加し35万3970人（2024年文科省発表）となり、過去最多の状態となっています。この現実を変えることは喫緊の課題となっています。私たち大人には、この35万人の子どもたちに学びの機会を保障する義務があります。また、その子どもたちには、学びを提供・保障される権利があります。しかし、厳しい現実があります。私たちには、その厳しい現実を変えていくことが今、求められています。そのための一歩として、子どもが多様な学びにつながりたいと希望した時、不登校の子どもを抱える保護者に経済的支援が必要だと思います。 上記目的をめざし、現在実施している「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業」は直接保護者への支援ではなく、制度導入する市町村への補助金であることからすべての県民を対象するものでなく、住んでいる場所で差が生ずる制度と言えます。これを見直し、ないし拡充することが重要と考えます。			

陳情番号	117	付議年月日	8 . 9 . 11
件名	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横須賀市船越町7-58-35 神奈川県自閉症協会 会長 市川成子 外1人		
1. 陳情の要旨 本年4月に設立された地方独立行政法人神奈川県立福祉機構が、利用者・家族及び職員から信頼され、より良い支援を実現する法人となるよう、県において次の事項について必要な対応を講じられたい。 - 福祉機構が実施する研究については、その目的や内容を当事者・家族に分かりやすく説明するとともに、実施後には成果や効果を検証できる報告書を可能な限り公表するなど、研究の透明性を確保すること - 福祉機構における研究の倫理性及び透明性を確保するため、倫理審査に強度行動障害を含む知的発達障害の当事者・家族の視点を反映する仕組みを設けること - 福祉機構において新たな支援の展開を進めるに当たっては、国が示す強度行動障害への標準的支援を踏まえ、「チーム支援」や「予防的支援」等、これまで蓄積されてきた支援の考え方を十分に取り入れること - 利用者への支援及び職場環境の双方において人権尊重を徹底し、虐待及びハラスメントを許さない組織づくりが図られるよう、県から福祉機構に対する指導を徹底すること 2. 陳情の理由 神奈川県自閉症協会は、自閉症をはじめとする発達障害のある当事者やその家族・保護者などが多く会員となり、当事者・家族の立場から、より良い支援の実現を求めて活動している団体です。 私たちにとって、障害福祉は単なる制度上の問題ではなく、当事者の日々の生活や将来、そして家族の安心に直接関わる問題です。 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構は、本年4月に設立され、中井やまゆり園をはじめとする県立障害者支援施設の運営を担っています。重度の障がいのある方々やその家族にとって、ど			

のような考え方に基づいて支援が行われるのか、また、新たな研究や支援がどのように検証されていくのかは、極めて重要です。

強度行動障害の状態にある方々への支援については、障がい特性などの個人因子と、行動が引き起こされる状況などの環境因子を分析し、それに基づいて支援計画を立て、実施、評価し、次の支援に反映させていくことが重要とされています。

また、複数の職員が共通認識を持って継続的に支援する「チーム支援」や、強度行動障害の状態に至ることを防ぐための「予防的支援」も重要とされています。

県では、知事の方針のもと、福祉機構において新たな支援の展開が進められています。こうした新たな支援を進めるに当たっても、国が示す標準的な支援や、これまで現場で蓄積されてきた「チーム支援」「予防的支援」等の考え方を十分に取り入れ、その有効性や安全性を検証しながら進めることが必要であると考えます。

また、福祉機構設立以前に行われたブレ研究については、その成果を疑問視する専門家の意見があるほか、研究報告書にも非公開部分が多く、当事者・家族の立場からは、その研究によってどのような効果が得られたのかを十分に確認することが困難な状況にあります。

重度の障がいのある方々を対象とする研究や新たな支援を進める際には、その目的、方法、倫理性及び成果について透明性を確保するとともに、実際に支援を受ける当事者や家族の視点を十分に反映することが重要です。

さらに、中井やまゆり園では、過去に職場におけるパワーハラスメントが問題となり、県が懲戒処分を行った経緯があります。

福祉の現場において、利用者への虐待や人権侵害が許されないことは当然ですが、同時に、支援に携わる職員に対するハラスメントも許されるものではありません。利用者への支援と職場環境の双方において人権が尊重されることが、より良い支援を実現するための前提です。

福祉機構において、理事長をはじめ役員、幹部職員からすべての職員に至るまで、虐待及びハラスメントを許さないという認識が徹底され、利用者・家族や職員が安心して相談・通報できる環境が確保されるよう、県から福祉機構に対する指導を徹底することが必要です。

私たちは、福祉機構が当事者・家族及び職員から信頼され、利用者一人ひとりの尊厳が守られた、より良い支援を実現する法人となることを願っています。

以上の理由から、県において必要な対応を講じるよう陳情いたします。

健康医療局関係陳情

陳情番号	1 1 4	付議年月日	8 . 9 . 7
件 名	ＯＴＣ類似薬の追加負担の実施を見送ることについて国へ意見書の提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	横浜市中区太田町 6－8 4－2 大樹生命ビル 4 階 ユーコープ労働組合 委員長 積 哲 也		
<陳情の理由> 5月29日、参議院本会議で「健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。「健康保険法等の一部を改正する法律案」は28本もの法律を束ねたもので、その中に、ＯＴＣ類似薬77成分1100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求める「一部保険外療養の創設」が入っています。 対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息など症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。保険外となれば消費税がかかることから、医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になります。 政府は「(受診せず) 市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者などの新たな負担は大きいものがあります。「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、国会での厚生労働大臣の答弁で明かになった1人当たりの「軽減額」は、年額400円（月33円）に過ぎません。 2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「ＯＴＣ医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げを検討するとしています。 このようなＯＴＣ類似薬の「追加負担導入」は、自己負担を3割までとした健康保険法の趣旨に反します。患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題となります。来年3月から実施するとしていますが、見送ることを強く求めます。 以上の趣旨から、神奈川県議会においては、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、ＯＴＣ類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書の提出を決議していただくよう陳情します。 <陳情の要旨> 国に対し、ＯＴＣ類似薬の追加負担の来年3月からの実施を見送ることを求める意見書を提出すること。			

陳情番号	1 1 8	付議年月日	8 . 9 . 1 6
件 名	新型コロナワクチン接種中止についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	鎌倉市由比ヶ浜4－4－6 鎌倉ねくすと／NPO鎌倉自転車振興会 代表 寺 田 浩 彦		
1. 陳情の要旨 新型コロナワクチンには有効性がなく害しかない。 被害実態を把握、分析、公表するとともに 接種そのものを中止させるべきお願い。 2. 陳情の理由 新型コロナワクチンは、被害者救済制度の申請及び認定件数からもわかる通り、過去40数年間の様々なワクチン被害の件数をはるかに越えてしまいました。 政府のワクチン分科会長だった尾身茂さんは、接種が始まった頃は感染防止に効果があるとすすめていたが、昨年来、感染を防止する効果はあまりなかったと発言。 若者にはそもそもすすめていないなど意見を真逆に変えてしまっている事実がある。ため。			

陳情番号	119	付議年月日	8 . 9 . 16
件名	インフルエンザワクチン、HPVワクチン含むワクチン中止についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	鎌倉市由比ヶ浜4-4-6 鎌倉ねくすと／NPO鎌倉自転車振興会 代表 寺田浩彦		
1. 陳情の要旨 インフルエンザワクチン及びHPVワクチン（子きゅうけいがん）ワクチンには有効性がなく被害があるにも関わらず実行している。中止をお願いしたい。			
2. 陳情の理由 ヒトの健康は、自己免疫が最も大事。 太陽浴びて人と会い、いろいろな活動をして心から愉しく過ごすことにある。 ワクチン接種は、 ①自己免疫を落とす ②打てば打つほど感染する と言うのが論文や良心的な研究者により発進されている。			

陳情番号	1 2 0	付議年月日	8 . 9 . 1 6
件 名	マスク禁止条例の制定についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	鎌倉市由比ヶ浜4－4－6 鎌倉ねくすと／NPO鎌倉自転車振興会 代表 寺 田 浩 彦		
1. 陳情の要旨 マスクはウイルスを防げず、酸欠により脳障害となっていくデメリットが県民に伝えられていない。マスクに対しての盲信からメリットに対しても誤解している方が多数。マスク禁止条例の制定を求めます。 2. 陳情の理由 マスクは健康に悪影響を与える。酸欠から自己免疫を落とし色々な病気にかかりやすくなるという事実が言われている。 病気で仕方なく必要な方を除き不要。デメリットを調査、PRするとともにマスク禁止をうたうレベルである。			